

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応について Q & A
(営繕工事での運用について)

問 1 本運用と、スライド条項との違いは何か。

(答)

契約約款に基づくスライド条項は、賃金又は物価の変動に基づき請負代金額を変更するものです。

一方で、本運用は、物価の変動に対応するものではなく、資材の供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達の変更により必要となる経費について、設計変更により計上するものです。

問 2 別途調達経費について設計変更を行うに当たり、購入先（専門工事業者等）以外の者の見積りは必要か。

(答)

「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」（令和 8 年 6 月 16 日付 国営積第 1 号・国営建技第 2 号。以下「営繕運用通知」という。）別添 4.（4）に記載のとおり、「調達検討資材に関する実施報告書（様式 2）」のほかに受注者に提出を求めるものは、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等の資料です。購入先（専門工事業者等）以外からの見積書は求めています。

問 3 根拠資料として提出を求める見積書の宛先は、発注者でよい。

(答)

本運用は、受注者（元請業者）と購入先との取引内容に基づき実際の購入価格を確認したうえで、妥当性が確認された別途調達経費を設計変更の対象とするものです。

このため、購入先（専門工事業者等）からの見積書の宛先は、発注者ではなく、受注者（元請業者）としてください。

問 4 別途調達経費とは「代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費」であるため、受注者が当初契約時に算出した材料価格と調達時の取引価格の根拠資料の提出を求め、その差額を用いて別途調達経費を算出してもよい。

(答)

営繕運用通知別添 5.（3）に記載のとおり、別途調達経費の積算は、実際の購入価格に基づく材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額を用いることとしています。

（設計変更前の材料単価については、通常の設計変更やスライド条項と同様に、官積の単価を用いることにより妥当性を担保しています。）

問5 「受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する」とあるが、受注者から提出された証明書類に記載されている購入数量に対応した購入単価をそのまま設計変更に用いる材料単価として使用してよいか。

(答)

営繕運用通知別添5.(1)に記載しているとおり、設計変更を行う対象数量は購入数量ではなく、予定価格内訳書の数量(設計数量)により設定することとしています。

なお、実際の購入価格に基づく材料単価については、証明書類に記載された購入数量に対応した購入単価をそのまま使用するのではなく、材料のロス等も考慮した単価となるよう、材料の購入価格の総額(ロス等を含めた金額)を設計数量により除して単価を設定してください。

また、様式1、2の対象数量については、購入数量ではなく、設計数量を記載していただく必要があります。

問6 調達検討資材の調達を複数の時期に実施する場合、別途調達経費はどのように算出すればよいか。

(答)

調達時期により価格が違う場合は、調達時期ごとに対象数量と購入価格に基づく材料単価を設定して積算します。調達時期ごとに数量と単価を乗じて合計金額を算出しても、調達時期ごとの対象数量の合計に、調達時期ごとの材料単価の加重平均の値を乗じて算出しても構いません。

問7 受注者(元請業者)にも調達にかかる費用が必要になると考えられるが、その算定方法についてご教示いただきたい。

(答)

通常の設計変更と同様に、直接工事費の変更に応じて共通費についても変更してください。(これによって直接工事費の増額に応じて、共通費も増額となります。)

問8 本運用による設計変更について、最終変更での対応でもよいか。

(答)

設計変更の時期については、受発注者間で協議して決めてください。

なお、中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。出来高部分払が必要な場合には、これも考慮しつつ、適切に設計変更の時期(調達時期に応じて複数回行うことを含む。)を設定するよう協議してください。